

第 4 2 0 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 1 年 3 月 6 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 1 年 3 月 6 日、第 4 2 0 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 6 名

1 番	平 岡 武	1 0 番	広 岡 史 郎
2 番	難 波 靖 通	1 1 番	吉 識 定 和
3 番	宮 内 富 夫		
4 番	釜 坂 道 弘	1 3 番	松 岡 秀 人
5 番	北 山 孝 彦	1 4 番	富 田 昭 市
6 番	福 永 繁 一	1 5 番	小 國 正 子
7 番	小 林 博	1 7 番	高 井 國 年（遅着）
8 番	石 野 光 市	1 8 番	宇 崎 壽 幸
9 番	東 森 修 一		

1. 欠席議員

1 6 番 日 野 虔 介

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
会 計 管 理 者	田 郷 正 則	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	志 水 清 二
住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ く り 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案の上程・議案説明
- 第 5 質疑
- 第 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告

日程第	4	議案の上程・議案説明
日程第	5	質疑
日程第	6	討論・採決

1. 議案件名

報告第	1号	議会の委任による専決処分の報告について
報告第	2号	議会の委任による専決処分の報告について
報告第	3号	議会の委任による専決処分の報告について
議案第	1号	播磨中央広域行政協議会の廃止について
議案第	2号	中播広域行政協議会の廃止について
議案第	3号	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
議案第	4号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正す条例について
議案第	5号	福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第	6号	福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について
議案第	7号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	8号	福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
議案第	9号	福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第	10号	福崎町介護従事者処遇改善基金条例の制定について
議案第	11号	福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第	12号	町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	13号	福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	14号	福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	15号	福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について
議案第	16号	平成20年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について
議案第	17号	平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第	18号	平成20年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第	19号	平成20年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第	20号	平成20年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第	21号	平成20年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第	22号	平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第	23号	福崎町第4次総合計画基本構想の一部の修正について
議案第	24号	平成21年度福崎町一般会計予算について
議案第	25号	平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第	26号	平成21年度福崎町老人保健事業特別会計予算について
議案第	27号	平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第 28 号	平成 21 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
議案第 29 号	平成 21 年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第 30 号	平成 21 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について
議案第 31 号	平成 21 年度福崎町水道事業会計予算について
議案第 32 号	平成 21 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
議案第 33 号	福崎町道路線の認定及び廃止について
議案第 34 号	福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について
議案第 35 号	福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の締結について
議案第 36 号	工事請負契約について
議案第 37 号	市川町外 3 ケ市町共有財産事務組合議員の承認について
議案第 38 号	副町長の選任について
発議第 1 号	福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について
請願第 1 号	物価に見合う年金引き上げを求める請願書について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 420 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

3 月に入り、ようやく梅の花もほころび、ひと雨ごとに春の息吹きを感じる季節となりました。

議員各位には、本日は、ここに第 420 回福崎町議会定例会が招集されたところ、ご健勝にて早朝からご参集を賜り、定刻に開会できますことをまことにありがとうございます。

さて、今定例会に付議されております案件は、町長提案では報告 3 件を初め、規約改正 1 件、各会計新年度予算 9 件、補正予算 7 件、条例制定 1 件、条例改正 11 件、人事 1 件、その他 8 件の計 41 件、また、議員提案 2 件が予定されております。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いを申し上げますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は 15 名でございます。

定足数に達しております。

よって、第 420 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議に日野議員が欠席、また、高井議員が遅着という届け出が出ておりますので、報告をしておきます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 120 条の規定により議長が指名をいたします。

3 番、宮内富夫議員
1 4 番、富田昭市議員
以上の両君にお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る 2 月 2 7 日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付してあります日程表案のとおり本日から 3 月 2 7 日までの 2 2 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 3 月 2 7 日までの 2 2 日間といたします。

日程第 3 諸報告

議 長 日程第 3 は、諸報告であります。

第 4 1 9 回臨時会閉会后、本日までの主要事項について、日付順にご報告を申し上げます。事務局に朗読させ、報告といたします。

書 記 1 2 月 2 5 日、文珠荘において、議長・局長合同会議が開催され、副議長が出席いたしました。

1 月 6 日、議会運営委員会を招集し、1 2 月議会の反省等を協議いたしました。また、同日、議会運営委員会が太子町議会を行政視察し、委員会構成と議会活性化の取り組みについて調査いたしました。

1 月 9 日、都市計画審議会が開催され、関係議員が出席しました。また、同日、エルデホールにおいて、福崎町新年交礼会が開催され、議長初め議員多数が出席いたしました。

1 月 1 1 日、シロトピア記念公園において、姫路市消防出初式が開催され、議長が出席いたしました。

1 月 1 2 日、エルデホールにおいて、成人式が開催され、議長を初め、議員多数が出席し、議長があいさつを述べてまいりました。

1 月 1 3 日、2 7 日、2 9 日、議会広報編集委員会を招集し、議会だより第 1 0 9 号の編集をおこないました。

1 月 2 1 日、総合計画審議会が開催され、関係議員が出席いたしました。

1 月 2 3 日、総務文教常任委員会が滋賀県甲良町を行政視察し、まちづくり応援プログラムについて調査いたしました。また、同日、美香荘において、福崎工業団地協議会新年交礼会が開催され、議長が出席いたしました。

1 月 2 5 日、エルデホールにおいて、ふるさと文化祭が開催され、議長が出席いたしました。

1 月 2 6 日、総務文教常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

1 月 2 7 日、スポーツ公園において、第 1 回新春親善交流ゲートボール大会が開催され、議長が出席いたしました。

1 月 2 8 日、民生常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

1月30日、産業建設常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

2月2日、県民会館において、県議長会正副会長会が開催され、議長が出席いたしました。

2月3日、議会運営委員会が猪名川町議会を行政視察し、委員会構成と議会活性化の取り組みについて調査いたしました。

2月9日、議会運営委員会を招集し、委員会構成等について協議いたしました。

2月11日、神河町グリンデルホールにおいて、神崎郡人権啓発講演会が開催され、議長を初め、議員多数が出席いたしました。

2月16日、柳田國男・松岡家顕彰会理事会が開催され、議長が出席いたしました。

2月18日、くれさか環境、中播衛生、姫路福崎斎苑施設並びに中播農業共済の組合議会が開催され、関係議員が出席いたしました。

2月19日、県民会館において、県町議長会評議委員会並びに町議会議員公務災害補償組合議会が開催され、議長が出席いたしました。

2月20日、全員協議会を開催し、常任委員会の構成等について協議いたしました。また、同日、第2デイサービスセンターすみよしの郷において、社会福祉協議会理事会が開催され、議長が出席いたしました。また、同日、総合計画審議会が開催され、関係議員が出席いたしました。

2月23日、都市計画審議会が開催され、関係議員が出席いたしました。

2月24日、産業建設常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。また、同日、県民会館において、県市町村職員退職手当組合議会が開催され、議長が出席いたしました。

2月26日、介護保険運営協議会が開催され、議長並びに民生常任委員長が出席いたしました。

2月27日、議会運営委員会を招集し、第420回福崎町議会定例会の運営等について協議いたしました。また、同日、国民健康保険運営協議会が開催され、議長並びに民生常任委員長が出席いたしました。

3月1日、エルデホールにおいて、社会福祉法人高岡の里福社会設立20周年記念式典が開催され、議長並びに民生常任委員会副委員長が出席いたしました。

3月2日、総務文教常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

3月3日、民生常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

3月5日、福崎町文化センターにおいて、老人大学修了式が開催され、議長が出席をし、あいさつを述べてまいりました。

議長 以上で諸報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書、陳情書及び嘆願書が議長あてに提出されております。その写しを配付しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

日程第4 議案の上程・議案説明

議長 日程第4は、議案の上程であります。

これから報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について、請願第1号、物価に見合う年金引き上げを求める請願についてまでの計43件を一括議題といたします。

これから町長提案の上程議案に対する提案理由の説明を求めてまいります。
長 おはようございます。

第420回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今議会は、来年度の当初予算をはじめとして、たくさんの議案を審議する大切な議会であります。そして、今議会は次のような状況下で開かれております。

その一つは、百年に一度の大きな経済危機の中で開かれているということでもあります。

世界はソ連邦の崩壊により冷戦構造が大きく変化をし、アメリカ一極集中が進行しました。サッチャーやレーガン時代から、G7などの先進国では新自由主義の立場で政治も経済も運営されるようになりました。

その結果、アメリカはわがままなふるまいをするようになり、「強力な武器を隠し持っている」との理由で、国連の承認を受けないままイラクに侵攻をいたしました。

また、世界で一番たくさんCO₂を排出しながら、京都議定書にも調印をしていません。ドルの力が大きくなり無秩序な金融行動によって、世界的な金融危機を生み出す結果となっております。

また、日本の政府は日米軍事同盟をしっかり守る立場をとり、アメリカの意向を汲んだ政治経済を進めました。特に骨太の方針を策定し、構造改革路線を強力に推進し、郵政の民営化、市町村の合併などが行われました。

大企業に対しては、さまざまな規制を緩和し、民にできることは民に任せるという小さな政府論が強く打ち出されました。

平成11年には憲法や労働基準法を曲げて、労働者派遣法が大きく改悪されました。働く人々の状態は悪化し、ワーキングプアは増大し、経済格差が広がりました。

このように新自由主義に基づく世界と日本の政治経済の失敗は、だれの目にも明らかであります。

アメリカでは、変革・チェンジを掲げたオバマ大統領が誕生をいたしました。

日本でも、新自由主義の構造改革にどう対処するかが大きな問題となっております。

もう一つの状況は、平成16年に決定した第4次総合計画の5年が過ぎ、今年から後半に突入する年だということでもあります。計画を今日的視点で点検し、現実と計画との乖離を修正し、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」づくりをより一層強力に推し進めていかなければなりません。

以上、二つの状況のもとで、私は「自律(立)のまちづくり」に力を注ぎたいと考えております。

自律(立)のまちづくりとは、自分と町の状況をよく知り、まわりの状況をしっかりと観察して、創造的に町づくりを実行することです。

最近の経済事情では企業も個人も収入が増えることは考えられません。その結果として町の収入も減収が予想されます。収入が減れば、それに対応して活動がにぶるのではなく、知恵と力を働かせて、これまで以上の活動を展開していかなければなりません。

自律(立)のまちづくりを提唱する場合に注意しなければならないことは、他に自律(立)を求めながら、自分のことを忘れることでもあります。行政がこの言葉を使うときは特に注意しなければならないと考えております。私たち職員は、研修に励み能力を向上させ、町にあるすべての物に多面的な光を当て、新しい施策

をつくり出していかなければなりません。特に学校教育においては、児童生徒の教育権を保障し、教育委員会や地域住民と連携し、教育を受けさせる義務を果たしていかなければなりません。参画と協働のまちづくりが今ほど大切な時はないと考えております。

今年1月から2月にかけて取り組まれた旅の学校「フォークロアン講座」は一つの解答となる示唆に富んだものであったと考えております。

私は、まちづくりを考えると、いつも思い出す言葉があります。それは、柳田國男の「村は住む人のほんの僅かな気持ちから、美しくもまづくもなるものだ」といふことを、考へるやうな機会が私には多かつた。」という言葉であります。この言葉は、人生を考え、行政に携わるときの原点となるものであります。

町民のすべてが、よりよい人生を送ろう、より美しいまちづくりを進めようと、ほんのわずかな気持ちを出し合えば、きっといいまちになると思っております。

さて、福崎町第4次総合計画は、まちづくりの基本方向として6つの柱を立てています。後期計画でもこの方向は変えず、堅持してまいりたいと考えております。

第1の柱は、参画と協働でつくるまちづくりであります。

第2の柱は、よく学び人と文化をはぐくむまちづくりであります。

第3の柱は、健康で安心してらせるまちづくりであります。

第4の柱は、快適でうるおいのあるまちづくりであります。

第5の柱は、自然にやさしい安全なまちづくりであります。

第6の柱は、活力にあふれのびゆくまちづくりであります。

以上、6つの基本方向を実現するために、各課では次のような施策を展開するための予算を組んでおります。

総務課では、自律(立)のまちづくりを進めるため、職員研修をさらに充実させます。

また、参画と協働でつくるまちづくりをめざし、まちの先生・出前講座の推進をはじめ、地域づくり推進事業の継続やボランティアの育成、アドプト事業の推進に関係各課とともに取り組みます。さらに行政能力を向上させるため、各課を調整する機能を強化します。

人件費では、平成21年度から職員の地域手当を廃止します。

選挙管理では、町議会議員選挙、県知事選挙、衆議院議員総選挙が執行されます。

企画財政課では、三位一体の改革以降、厳しい財政状況が続いていますが、集中改革プランの実施による歳出削減や投資的経費の抑制による地方債残高の縮減を図りながら、安定的な財政運営に取り組みます。

行政改革については、第3次行政改革大綱・集中改革プラン推進期間の最終年度となります。集中改革プランの総仕上げとともに、さらなる行政サービスの向上を念頭に、新たな行政改革大綱・集中改革プランの策定に取り組みます。

税務課では、税の滞納対策については、税の公平性の確保を図るために、戸別訪問、財産調査、納税相談等を継続して行うなど滞納者の実態把握に努めながら、分納誓約書、差押、滞納処分の停止などの法的措置等により、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、滞納整理対策委員会では、関係課との連携を図りながら、私債権の滞納整理に取り組み、滞納額の減少に努めていきます。

住民生活課では、町営住宅家賃対策については、滞納整理対策委員会を活用しながら、裁判所への民事調停の申立や訴えの提起などにより、滞納家賃の減少に努めます。

住民基本台帳カードの交付手数料を平成21年4月から2年間無料とし、住民基本台帳カードの普及促進に努めます。

ごみの収集運搬業務は直営と委託の2本立てで行ってまいりましたが、平成21年度からはすべて委託で行います。また、ごみの新分別の開始から1年が過ぎましたが、今後も引き続き分別の啓発を進め、ごみの減量化、資源化に努めます。

健康福祉課では、平成21年7月から福祉医療制度が改正されます。重度障害者医療及び乳幼児等医療は、所得制限基準が改正となり、一部負担金が増額となりますが、福崎町ではこれまでと同様に、単独事業により一部負担金を無料とします。

新規事業として7月から、中学1年生から3年生の入院にかかる医療費の自己負担額を無料にし、子育て世代を支援します。

また、重度精神障害者の低所得者の方には、精神疾患による医療費の自己負担相当額を無料にし、精神障害者の負担を軽減します。

妊婦健康診査費助成事業については、国の示す基準にあわせ、受診回数を14回、助成額を上限9万8,000円とします。また、無料で安心して受診できるよう、これまでの健診後の償還払い制度を改め、7,000円の受診券を14枚交付いたします。

住宅用火災警報器の給付については、高齢者や重度障害者世帯の低所得者を対象に実施します。

平成20年度から始まった特定健康診査については、受診率の向上をめざし、制度の周知と未受診者への勧奨を行い、疾病予防と効果的な保健指導に努めます。

介護保険事業については、平成21年度から第4期事業計画になります。65歳以上の介護保険料は、基準月額を3,900円から3,600円に引き下げ、被保険者の負担軽減を図ります。また、第4段階の低所得者には軽減措置を設けます。

産業課では、農業関係について3年目になります農地・水・環境保全向上対策事業は、農地や農業用水等の適切な保水管理を行うとともに農村環境の保全にも役立っている地域共同活動であり、平成21年度もその取り組みに支援をしてまいります。

土地改良事業につきましては、ほ場整備事業で新たに県営・西治地区に着手し、町営・田口地区は、引き続き実施します。

ため池整備事業では、本年度から新たに県営で西光寺地区の姫ヶ池、町営で南大貫地区の津染池に着手します。また、北野地区の北浦谷奥池を引き続き実施します。

用水路改修事業では、新たに県営で福崎地区のストックマネジメント事業に着手いたします。山崎地区の千束水路整備を引き続き実施します。

国土調査では、山林の地籍調査事業を推進します。

林業関係では、松くい虫航空防除事業を引き続き実施します。

商工関係では、なっとく商品券の発行と住宅リフォーム助成制度「産業活性化緊急支援事業」を引き続き推進してまいります。

観光面では、4月から6月まで、兵庫県内で大型観光キャンペーンの「あいたい兵庫デスティネーションキャンペーン」事業が実施されます。その機会を利用して、辻川界限、七種の滝等のPRをさらに推進してまいりたいと考えております。

消費者行政では、消費者行政活性化事業により、生活科学センター相談室の改修を行い、消費生活相談窓口の強化を図りたいと考えております。

まちづくり課では、道路関係は、安全で快適な道路網の整備を図るため、中島井ノ口線、駅高橋線、高橋山崎線及び西治ほ場整備にあわせた幹線道路などの道路整備をはじめ、安全施設整備や緊急性の高い道路修繕等の工事を進めてまいりたいと考えております。

橋梁関係では、長寿命化計画のため、引き続き点検を行います。

都市計画関係では、都市計画マスタープランの策定作業を進めます。都市計画の基本的な方針を住民等と共有するため、概要版等を作成し、まちづくりの将来像や整備方針をわかりやすい形で情報提供していきます。

ユニバーサル社会づくりでは、すべての人々が地域の一員として支え合い、安心して暮らし、自分らしく活動できるユニバーサル社会を実現していくため、福崎駅周辺区域を実践モデル地区とし、住民等とともに今後のまちづくりを検討してまいりたいと思います。

下水道課では、平成21年度から3カ年事業で田原中継ポンプ場の建設を進めます。

面整備工事については、川西では最終となります山崎地区の一部及び川東の吉田地区の工事完成と八反田地区の工事着手をめざすとともに管路詳細設計業務を進め、次の面整備工事に備えたいと思っております。

雨水幹線事業については、川すそ・長目及びヤゴ川の各雨水幹線渠工事を順次進め、雨水対策に努めます。

工業団地の公共下水道整備、雨水処理計画及び下水処理場の統廃合等の再編成を視野に入れ、福崎町の生活排水処理計画の見直しに着手してまいります。

水道課では、下水道工事に伴う配水管移設工事を進め管路の整備を行うとともに、山崎配水池進入道路整備に着手し、配水池の増設に備えたいと思います。

また、水道台帳システムの電算化を図るとともに、耐震化のための水道事業のリスク管理調査を実施いたします。

学校教育課では、学校教育における諸課題に的確に対応するため、「学校教育指導員」を配置し、学校と連携を強化いたします。

また、介助員の配置とともに特別支援学級を増設し、要支援児童生徒の支援強化を図っていきます。生活指導補助員等も配置して問題行動生徒に対応していきます。

田原小学校体育館の耐力度調査を行い、建て替えを推進するとともに各教育施設の耐震補強計画を策定します。

リース切れとなります各小学校の教育用パソコンを入れ替え、さらなる情報教育推進に努めます。あわせて地上デジタル放送に対応していくため、まず小学校からテレビを整備いたします。

幼保一体化運営を行う福崎幼児園は4月に開園します。同時に子育て支援センターを開設し、子育て学習センターと連携を図りながら地域に出向いた支援活動を行っていきます。また、町内すべての幼稚園で預かり保育を実施いたします。

平成20年度に実施したアンケート調査をもとに、後期の「福崎町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、その計画に沿って子育て家庭の支援を行ってまいります。

学童保育は、昨年度に引き続き福崎小学校空教室で行います。指導員の連絡会や研修等を行い充実を図ってまいります。

給食センターは、安全でおいしい給食をめざし、子どもたちに給食を提供いたしますが、食材等の高騰が続く献立等に苦慮しております。今回、保護者に給食費のアンケート調査を実施し、協議の結果、平成21年度から給食費の値上げをお

願いしていきたいと考えております。

また、給食費滞納につきましては、法的な手段を含め徴収努力を進めてまいります。

社会教育課では、三木家住宅の改修については、三木家住宅保存修理基本設計をもとに、学識経験者、活用委員会、専門家等の意見を聞きながら、修理計画や活用の検討を進めてまいります。

辻川山の整備については、地元自治会とも協議しながら、短歌の森、散策の場等としての活用と充実を図ってまいる予定です。

生涯教育としては、スポーツクラブの育成や、文化センター事業の充実、参画と協働による図書館とエルデホールの運営に努めます。

また、青少年野外活動センターでは、県の里山ふれあい森づくり事業により整備される里山公園を利用し、施設の整備や広報活動、学習会等の実施により年間を通し利用しやすい環境整備に努めます。

人権教育、青少年健全育成事業では、人権問題のほか、学校のいじめ、不登校問題、地域での子育て問題等、住民生活に密着した問題を題材に研修を進めてまいります。

歴史民俗資料館では、「福崎町の棟札～木札に描かれた神社の記録～」と題して特別展を実施します。また、公益法人の新法のもと、(財)柳田國男・松岡家顕彰会の対応について支援するとともに学校の授業で柳田國男を学習する機会をふやし、郷土に愛着と誇りを持てる子どもを育成してまいります。また、吉識雅夫の顕彰についても推進していきたいと考えております。

学校支援地域本部事業については、地域の方々に学校への関心を高めていただくように促すとともに、地域からボランティアとして学校派遣を行えるよう組織的な取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上が本年度取り組みを進めようとしている主なものでございます。

なお、この議会には、一般会計予算及び副町長の選任議案などを提案いたしております。報告を3件、議案38件、計41件を提案いたしております。

詳しい内容につきましては、それぞれの担当が行う予定であります。十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いをし、あいさつと提案説明とさせていただきます。

議 長 ただいま上程議案に対する町長の概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で朗読及び説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

なお、議案第38号、副町長の選任については、本日すべての議案に対する提案理由の説明が終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決いたしたいと存じますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

まず、報告第1号並びに第2号、議会の委任による専決処分の報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

報告第1号及び報告第2号、議会の委任による専決処分の報告について、続けて説明いたします。

まず、報告第1号についてご説明申し上げます。

専決の内容は、事務局朗読のとおりでございます。

この報告は、山崎地区下水道面整備工事第2工区において管路布設工事における管路延長の変更のほか、その他の工事も終わる見通しとなりましたので、出来高による精算見込みの契約変更を行ったものでございます。

詳細につきましては、下水道課資料1ページにより説明をさせていただきます。

左側上段に変更の概要を示しております。工事の総延長は2,440mとなり、全体で38mの減となっております。このうち、推進管につきましては、車道を確保するため、立坑位置を若干道路端に移動したため、口径500mmと250mm及び200mmがそれぞれ1m増となりました。これに要した費用約78万6,000円の増です。

開削工口径150mmは予定した下水管路の一部が私有地で使用承諾を最終的に得ることができませんでした。これらのことにより増減が生じまして、最終的に26mの減となり、約240万円の減となります。

口径50mmはマンホールポンプからの圧送管ですが、別途発注する機械設備設置工に含めて発注を予定したことから、全延長15mの減とし、7万円の減となりました。

マンホール設置工は3カ所減となり、約53万円の減、取付管及びます設置工においては6カ所減となり、約18万円の減となりました。

そのほか付帯工では、管布設工の影響から、図①で示した直谷川沿いの水路壁57.4mの改修等が生じたため、約353万円の増となりました。

また、隣接工区との調整から交通整理員を削減することができ、約101万円の減となりました。

総額で12万6,000円の増額となるものであります。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、当工区の工事につきましては、平成20年3月10日の当初契約以降、工事に着手しましたが、直谷川、福田川の水量制御や狭隘な道路の影響から工事の中断や工法の変更等で約1年の工期を経ました。この間、変更契約の議案をお願いし、議員の皆様方には大変ご心配をおかけし、また、ご理解をいただきました。

また、周辺住民の方々には大変ご不便をおかけしました。皆様のご協力により工事を無事終わることができました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

続いて、報告第2号についてご説明申し上げます。

専決の内容は、事務局の朗読のとおりでございます。

この報告は、田原第3汚水幹線管渠工事において、当初の計画では県道三木宍粟線と町道中島井ノ口線の交差点部で約3カ月間の交通規制を行い、下水マンホールの工事を行うことから、慢性的な渋滞や交通事故等の発生が危惧されました。これらを回避する方策として、中間立坑の追加と推進工の一部を変更するため契約変更を行ったものでございます。

詳細につきましては、下水道課資料により説明させていただきます。

資料2ページの上段は、当工事の管路全体図で対象となるところは丸囲みの変更箇所としております部分でございます。

次の3ページをお願いいたします。

当初の計画では、このページにありますとおり、県道三木宍粟線交差点内の一車線を規制して既存マンホールの周囲3m四角のところを約3m掘り下げ、マンホールの撤去及び推進機の取り出しを行ったのち、マンホールの復旧をし

ようにするものでした。

また、これに伴い南田原水路の迂回のための仮設工、交差点内の仮設歩道や安全柵及び交通整理員の配置を行うものとしておりました。

平成２０年６月に実施設計のめどが立ち、県道の道路使用許可の手続を行い、許可を得ておりました。

しかし、平成２０年１０月に工事に先立ち、道路占用許可について道路管理者の県及び警察との最終調整を行ったところ、当時神崎橋通行止めによる三木穴栗線の交通状況と幹線道路の交差点での車線規制であることから、慢性的な渋滞や交通事故等が危惧されること、また、住民感情からできる限り回避の方策に取り組むよう指導がございました。町としましても安全確保及び事故の発生回避から対応を検討することとしました。

次の４ページをお願いいたします。

このページの左側の図面は、部分拡大の平面図で、対策としまして交差点の工事をできるだけなくすため、既設マンホール④の手前に中間立坑⑤を新たに設け、計画している污水管渠ヒューム管８００ｍｍの推進機はこの立坑で回収しようとするものです。

中間立坑⑤から既設マンホール④までは、新たな推進工法、パイプリターン工法、鋼管６５０ｍｍにより施工するものです。これにより交差点での工事は既存マンホール内の補修等で対応できるため、大きな交通規制はなくなるものです。右側には新設の中間立坑断面図を示しておりますので、参考としてください。

もう一度、資料２ページをお願いいたします。

２ページの右下には変更の概要を示しております。管推進工ヒューム管８００ｍｍは１１ｍの減となり３１８万円の減、新たな推進工パイプリターン工法鋼管６５０ｍｍは１２ｍ増となり７１２万円の増、⑤に示す中間立坑が１カ所ふえることとなり、ライナープレート、直径３ｍ及び補助地盤改良工に要する費用として７９３万円の増、マンホール設置工が１カ所ふえ１１２万円の増となっております。

直接仮設工として南田原水路の仮設及び交通整理員の減により４４万６,０００円の減となり、総額１,２５４万４,３５０円の増額となるものです。

変更工事金額は大きなものですが、歩行者等の安全確保や通行車両の安全を重視し、第三者に与える影響を考えた対応で、所管の委員会にお諮りし、実施したものです。

以上で報告第１号及び報告第２号の説明とさせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 次に、報告第３号、議会の委任による専決処分の報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 失礼いたします。

報告第３号、議会の委任による専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、事務局朗読のとおり、福崎幼稚園建設工事の追加工事に係る変更契約です。契約の相手方は、現在、福崎幼稚園建設工事を実施施工している立建設株式会社で、当初契約額の２億７９０万円に３１０万６,９５０円を追加し、

2億1,100万6,950円とするものです。

今回の追加工事は、園児がより安全で快適に過ごせるように新たに改修が必要となった部分の工事を実施するものです。

内容は、既設幼稚園の改修に関するもので、その主なものは、新設保育所と既設幼稚園の渡り廊下取合い部で既設建具を取り外し、園児がスムーズに通行できるよう、より幅を広げた建具の取り付け、また、南面テラスの床コンクリートの補修及びトップライトのガラス取替えです。工事箇所と工事内容の一覧につきましては、学校教育課説明資料3ページ及び4ページをご覧ください。

追加工事を実施する部分は、玄関ホールから教室に入る通路部分と教室前面の南側テラスで、いずれも子どもたちが毎日利用する部分でございます。作業効率、将来負担の軽減、園児への影響等を考慮し、幼稚園建設工事の追加工事として専決処分により工事を契約施工しております。

以上、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告につきまして報告と説明とさせていただきます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第1号、播磨中央広域行政協議会の廃止について、議案第2号、中播広域行政協議会の廃止についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼いたします。

まず、議案第1号、播磨中央広域行政協議会の廃止についてご説明申し上げます。

播磨中央広域行政圏など、国における広域行政圏施策につきましては、昭和40年代前半の高度経済成長の中で日常生活圏の広域化を背景として都市と周辺農村山村地域を一体とした地域の振興整備を進めるため取り組まれてきたものでございますけれども、近年は人口の減少、少子高齢化の進行など社会経済構造が大きく変化をしております。

また、市町村合併によって広域行政圏を構成する市町村数が著しく減少するなど、広域行政圏を取り巻く状況は圏域ごとに大きく異なっております。

これらの状況から、県知事が圏域を設定し、行政機能の分担を推進してきた広域行政圏施策は、当初の役割は終えたものと考えられることから、施策の根拠となっております広域行政圏計画策定要項が平成21年3月31日をもって廃止されることとなりました。広域連携につきましては、今後は地方自治法に基づく協議会、一部事務組合、広域連合等の制度を活用しながら関係市町の自主的な協議に基づき取り組むこととなりますが、広域行政圏施策にかわる新たな施策としましては、中心市と周辺市町村が一対一で締結する協定に基づき役割分担して相互に連携をしていく定住自立圏構想推進要項が策定されたところです。

広域圏計画策定要項の廃止に伴い、現在の枠組みを維持するかどうかにつきましては、圏域を構成する市町の協議によることとされました。

播磨中央広域行政協議会は、昭和47年4月1日に設立されて以降、広域市町村圏計画の策定を中心に市町間の連携強化などを図ってきましたが、本圏域におきましても市町合併が進んだことや広域市町村圏計画による財政優遇措置なども終了しておりまして、本協議会を継続するメリットも見出せないため、平成21年3月31日をもって廃止することで協議することとし、本議案をお願い

いするものです。

事務の流れにつきましては、企画財政課資料 1 ページをご覧ください。

1 ページ右側に事務の流れ、廃止手続の流れをお示ししております。播磨中央広域行政協議会の構成市町は、姫路市、たつの市、神河町、市川町、太子町を含めた 2 市 4 町であります。それぞれの議会の議決を経て左側にお示しをしております協議書を締結いたします。協議書締結後、告示しまして廃止する旨を兵庫県知事に届け出すことにより完了をいたします。

以上が、議案第 1 号の説明でございます。

続きまして、議案第 2 号、中播広域行政協議会の廃止についてご説明申し上げます。

中播広域行政協議会は、旧の神崎郡及び飾磨郡の 7 町で昭和 44 年 8 月 1 日に設立されたものです。設立後は、税務計算事務の共同処理や農業共済等一部事務組合の立ち上げに向けた協議を行ってきました。

このたびの市町合併によりまして、本協議会を構成していました団体のうち、香寺町、夢前町、家島町は平成 18 年 3 月 27 日に姫路市へ編入合併、また、大河内町と神崎町が平成 17 年 11 月 7 日に新設合併し、神河町となりました。

合併特例法第 9 条の 2 の解釈から協議会等を構成する団体のうち、編入合併、新設合併した構成団体については、関係する地方公共団体の協議による規約の変更がない限り、その時点で協議会等の構成団体ではなくなることとなります。

よって、本協議会の構成団体は、現在、福崎町及び市川町の 2 町となっております。

広域行政につきましては、議案第 1 号でも申し上げましたように、定住自律圏構想による新たな方向性が示されております。

このような状況の中で、今協議会を継続するメリットも見出せないため、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止することで協議することとし、今議案をお願いするものでございます。

廃止に向けた事務の流れにつきましては、議案第 1 号で説明申し上げました内容と同様となります。

以上、議案第 2 号の説明とさせていただきます。議案第 1 号とともに、よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議長 しばらく休憩いたします。再開は 10 時 55 分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 10 時 55 分

◇

議長 会議を再開いたします。

次に、議案第 3 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、議案第 4 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第 5 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第 6 号、福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について、議案第 7 号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についての各案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総務課長 失礼いたします。

議案第3号から議案第7号までの5議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第3号の兵庫県市町村職員退職手当組合の規約変更につきましては、事務局朗読のとおりでありまして、三つの事務組合が解散等の理由により当組合を脱退するため規約を変更するものでございます。

脱退後の退職手当組合の構成団体につきましては、19市12町27組合の58団体となります。総務課資料の1ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

次に、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正につきましては、平成20年の人事院の勤務時間に関する勧告により改正するもので、職員の勤務時間につきましては、現在1日8時間、1週間40時間となっておりますが、近年の民間企業の労働時間の状況に合わせるため、1日7時間45分、1週間38時間45分に改正するものでございます。

しかし、これまでの行政サービスは維持することを基本としておりますので、始まりの時間、業務終了の時間には変わりはありません。昼の休憩時間を45分から1時間に改正をいたします。

なお、この勤務時間の条例の改正によりまして、関係いたします第2条の給与条例、第3条の育児休業に関する条例につきましてもあわせて条例改正をいたすものでございます。総務課資料の2ページから4ページに参考資料を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

次に、議案第5号の職員の給与条例改正につきましては、平成18年の給与構造改革に伴い、調整手当にかえて地域手当が新設されました。当町では、激変緩和措置といたしまして給与月額の3%を地域手当として職員に支給してまいりましたが、このたび廃止するものでございます。

この地域手当の廃止に伴い、関係する特別職の給与条例、教育長の給与条例、企業職員の給与条例及び公益法人等への職員派遣条例にもございます地域手当の文言についても削除するものでございます。総務課資料の5ページから9ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

次に、議案第6号の職員等の旅費条例の一部改正につきましては、第6条の別表の車賃の改正でございます。改正の内容は、保育所、幼稚園等、公用車を配備してない施設の職員が、やむを得ず私用車を公務に利用する場合に、車賃として1km当たり37円を支給することを規定するものでございます。この1km当たり37円につきましては、国家公務員の旅費に関する法律に基づいた金額となっております。総務課資料10ページをご参照願いたいと思います。

次に、議案第7号の職員の自己啓発休業に関する条例改正につきましては、独立行政法人国際協力機構法の一部改正により条項番号が変更になったことによる条例改正でございます。総務課資料の11ページに新旧対照表を添付しております。

以上、5議案すべて平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご賛同を得ますようお願いをいたします。

議長 次に、議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第9号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第10号、福崎町介護従事者処遇改善基金条例の制定について、議案第11号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例についての各案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求

めます。

健康福祉課長 失礼いたします。

議案第8号から11号までご説明いたします。

議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成21年7月から兵庫県行財政構造改革の一貫として県福祉医療制度の要綱が改正されることにより条例の一部改正するものです。

制度の見直しは、この制度を将来にわたり持続的で安定した制度として維持していくためのもので、改正の内容は老人医療費助成事業については、昭和46年に創設された制度の趣旨を踏まえ、制度創設後の高齢者を取り巻く社会環境や国民意識の変化等に対応し、助成対象を低所得者に重点化するとともに、低所得者基準を拡大するものです。

重度障害者、乳幼児等医療助成事業については、医療の必要性の高い障害者を対象として医療費の助成を行う自立支援法との均衡を考慮し、所得制限基準と一部負担金の見直しを行うとともに、低所得者の基準を拡大するもので、母子家庭等医療助成事業は、所得制限基準の改正はなく、一部負担金の見直しを行うとともに、低所得者の基準を拡大するものです。

なお、老人を除く他の制度の一部負担金については、条例は県の要綱に合わせ改正いたしますが、町の医療費助成要綱において一部負担金相当額は町が助成することと定めており、これまでと同様に無料で受診できるよう町単独事業として継続してきます。

また、新規事業として中学1年生から3年生までの入院療養について自己負担相当額を助成し、子育て世代を支援します。

さらに、重度精神障害者の低所得者の方を対象に、精神疾患による疾病の自己負担相当額を助成し、障害者の負担を軽減します。

なお、健康福祉課資料5ページから12ページに新旧対照表及び関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

それでは、条例の一部改正についてご説明いたします。

第2条、用語の定義の改正は、乳幼児等の年齢を12歳から15歳に改正し、小学6年生を中学3年生に拡大するものです。

第3条、福祉医療費の支給の体制については、資料10ページ、11ページに見直しについての資料をご参照ください。

第1項第1号の老人については、高齢者の医療の確保に関する法律の低所得者に係る一部負担金と高額療養費に関する規定について、法律の準用を整理したもので、一部負担金、外来8,000円、入院2万4,600円及び高額療養費に関する定額は改正前と同様ですが、低所得者の基準を年金収入65万円以下から80万円以下に引き上げるものです。

第2号の改正は、重度障害者母子家庭等医療助成で、新たに町単独事業として重度精神障害者の精神疾患による疾病を助成する改正と通院、入院における一部自己負担額を引き上げる改正です。引き上げ額は、通院で1日につき500円から600円に、入院では月額に同一病院において2,000円から2,400円に改正するものです。

なお、新規事業の精神疾患による医療費の積算額は、7月からの8カ月分を対象者4人で80万円を見込んでおります。

第3号の改正は、乳幼児等医療助成で、新たに町単独事業として中学1年生から3年生の入院療養の自己負担相当額を無料にする改正と通院、入院におけ

る一部自己負担額を引き上げる改正です。引上げ額は、通院で700円から800円に、入院では2,800円から3,200円に改正するものです。

なお、中学生の対象者は494人で、入院にかかる医療費は7月からの8カ月分で10件40万円を見込んでおります。

なお、新規事業につきましては、資料12ページ、13ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

第9号の改正は、所得を有しない者の規定を改正し、老人に適用するものです。改正内容は、町民税非課税世帯であり、かつ公的年金65万円以下を80万円以下に改正するものです。

第10号の改正は、低所得者の基準を拡大するもので、福祉医療の対象者すべてに適用します。改正内容は、町民税非課税世帯で、かつ年金収入と他の所得との合計が65万円以下を80万円以下と改正するものです。

次に、第4条、所得による支給制限の改正です。

第1号、老人についての改正は、本人が町民税非課税で世帯に65歳以上の方の所得が一定以上ある場合の規定から住民税非課税世帯で、かつ年金収入と他の所得の合計が80万円を超えるものに改正するものです。

第2号、重度障害者についての改正は、所得制限基準を特別児童扶養手当の規定準用から地方税法の規定による町民税所得割額が23万5,000円以上とするものです。

第3号、乳幼児等についての改正は、所得制限基準を児童手当法の規定準用から同じく地方税法の規定による町民税所得割額が23万5,000円以上とするものです。

附則としまして、この条例は21年4月1日から施行するものです。

経過措置としまして、この条例の施行の日前に受けた医療にかかる福祉医療費の支給については、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例によることとします。

また、助成の特例としまして、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの2年間は、対象者を老人については町民税非課税世帯、重度障害者及び乳幼児は改正前の所得要件を備えるものを助成対象とします。

1号、2号の規定は、特例による対象者の一部負担金を規定するもので、老人は2割負担とし、重度障害者及び乳幼児等はそれぞれ通院、入院について一部負担金の額を定めるものです。

なお、制度改正による影響額は、老人については平成21年7月から対象者は240人となり、制度対象外となる方は280人になる見込みです。

老人医療費は8カ月分で700万円の削減となります。他の福祉医療では、一部負担金の増額により町単独事業の負担は増額となりますが、新規事業を除き老人医療を含めた医療費、医療助成費の町負担への影響額は7月からの8カ月分で180万円の削減となる見込みです。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第9号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成21年度から23年度の3年間の第4期介護保険事業における65歳以上の第1号被保険者の保険料を改正するものです。第4期から第1号被保険者の負担相当額が給付費の19%から20%に上昇します。また、介護保険報酬が3%引き上げる改定がなされ、保険料の算出についてはそれらの制度改正を考慮しながら各年度における介護保険給付サービス費の見込み額

を算定し、保険料収納必要額を算定いたしました。

第４期保険料については、このあと基金条例でご説明いたしますが、介護報酬改定による急激な上昇を抑えるための国の交付金と平成１２年度制度発足時からの介護保険財政調整基金の保有見込額１億１，７００万円の約２分の１を財源としまして保険料を算定し、基準月額を３，９００円から３，６００円に引き下げるものです。

また、第３期保険料での税制改正による激変変換和措置が終了しましたが、第４期においても保険料基準段階の第４段階において年金収入と他の所得の合計が８０万円以下の低所得者の方に一定の緩和措置を設けました。

なお、健康福祉課資料３５ページから３７ページに新旧対照表及び関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

それでは、条例の一部改正についてご説明いたします。

第２条、保険料率の改正です。平成２１年度から２３年度の３年間の保険料は、第１段階から第６段階までの６段階の設定です。第４段階が基準額となり、年額４万６，８００円を４万３，２００円に改正するもので、年額３，６００円の引き下げとなります。月額では３，９００円が３，６００円になり３００円の引き下げです。第１段階の保険料は、標準の５０％で年額２万１，６００円、第２段階も同じく２万１，６００円、第３段階は標準の７５％で３万２，４００円、第５段階は標準の１２５％で５万４，０００円、第６段階は標準の１５０％で６万４，８００円にそれぞれ改正するものです。

なお、附則としまして、この条例は平成２１年４月１日から施行するものです。

また、保険料の特例としまして、第４段階で本人の年金収入と他の所得との合計が８０万円以下の方は、激変緩和措置として第４段階基準額の８３％で３万５，８００円とするもので、２１年度での対象者は９１５人を見込んでおります。

経過措置として改正後の福崎町介護保険条例第２条の規定は、平成２１年以降の年度分から適用し、平成２０年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

続きまして、議案第１０号、福崎町介護従事者処遇改善基金条例の制定についてご説明申し上げます。

介護保険事業においては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況から介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律が制定されました。それにより平成２１年度から介護報酬改定率を３．０％引き上げることが決定され、それに伴い第１号被保険者の保険料が上昇することから、国の特別対策として平成２１年度及び２２年度の介護保険料の上昇を抑制するための財政措置として介護従事者処遇改善交付金が交付されることになりました。

この条例は、その交付金で新たな基金を創設し、第４期事業計画の３年間に於いて保険料を軽減する目的等に使用するために制定するものです。交付額は報酬改定による保険料上昇分を２１年度分は１０割分、２２年度分は５割分で交付され、計８４０万円を見込み、その他経費として広報等の事務経費９０万円で合計９３０万円を見込んでおります。

平成２０年度予算に計上し、２１年度以降の３年間で均等に取り崩し、保険料軽減に充てます。この交付金で第４期３年間の保険料引き下げ分は月額５１円と算定しております。

なお、健康福祉課３７ページに關係資料をお示ししておりますので、ご参照

ください。

それでは、条例制定の説明をいたします。第1条は設置目的、第2条は積み立てる額、第3条は現金の管理方法で、最も有利な方法で管理することを定めます。第4条は基金利子の運用を定め、第5条は現金を歳計現金に繰替運用ができることを定めます。第6条では基金の目的に沿った処分を定め、第1号では保険料に充てる場合、第2号ではその他事務経費分を軽減の広報、啓発等に充てることを定めています。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

また、条例の効力は平成24年3月31日までと定め、この場合において基金に残額があるときは国に返還するものです。

続きまして、議案第11号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成21年度から介護保険報酬が改定されることに伴い、その報酬額を定めた介護予防支援計画手数料を改正し、居宅介護支援事業所を廃止したため、削除するとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を2年間無料とするものです。

なお、健康福祉課資料44ページ、住民生活課資料1ページに新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

改正の内容は、現在、地域包括支援センターの職員が介護認定要支援1及び2の方の介護予防支援計画を作成しています。報酬改定により手数料が1件4,000円から4,120円に引き上げられ、初回加算額は1件2,500円から3,000円に改正され、新たに小規模多機能居宅事業所との連携加算として1回3,000円が加算されるものです。

平成21年度予算では、介護予防支援計画作成に伴う手数料は、対象者135人で年間681万8,000円を見込んでおります。

居宅介護支援計画につきましては、要介護認定1から5までの方の計画を作成するもので、町の地域包括支援センターでは予防計画に専念するため居宅介護支援事業所を廃止し、民間事業所の居宅介護支援員の質の向上を図るため、研修会の開催や指導助言を行い、民間事業所を支援しております。事業所廃止に伴い、居宅介護支援計画手数料を削除するものです。

次に、住民基本台帳カード交付手数料の改正は、交付手数料を無料化する市町村に対して特別交付税の拡大が図られることに伴い、本町の交付手数料を平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間において1件500円を無料とし、住民基本台帳カードの普及を促進しようとするものです。

なお、附則として、この条例は21年4月1日から施行するものです。

以上、議案第8号から11号までの説明を終わります。4議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 次に、議案第12号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

税務課長 議案第12号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、町民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収方法を定めているもので、平成21年3月31日をもって失効するのを受けまして、平成23年3月3

1 日まで2年間の時限を区切ってさらに延長し、公布の日から施行するものです。
ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 次に、議案第13号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

住民生活課長 議案第13号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、公営住宅から暴力団員を排除すること及び住宅除去により管理戸数が減少したため改正するものです。

改正の内容についてでございますが、第6条は入居者の資格を規定しています。第1項に第5号を追加し、暴力団員は町営住宅に入居できないことを規定するものです。あわせて第6条第1項の条文を整備します。

第13条は同居の承認を規定しています。第2項を追加し、暴力団員については同居承認しないことを規定するものです。

第14条は入居の継承を規定しています。第2項を追加し、暴力団員については入居の継承を承認しないことを規定するものです。

第42条は住宅の明け渡し請求ができる項目について規定しています。第1項に第8号を追加し、入居者及び同居者が暴力団員であることが判明したときを追加するものです。あわせて、第42条第1項第5号及び第4項の条文を整備します。

次は、別表の改正です。

山崎団地の空き家3戸を除去し、管理戸数が減少したため、改めるものです。改正後の管理戸数は172戸から169戸になります。

なお、この条例は平成21年4月1日から施行するものです。

住民生活課資料2から4ページに新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議 長 次に、議案第14号、福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 議案第14号、福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

資料は、まちづくり課1ページに添付しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

交通広場は、平成18年2月の供用開始以来、JR福崎駅との交通結節の向上等に寄与しているところですが、その後、新たな民間事業者から当初想定しなかった形態での送迎用のバス運行の需要があったため、料金体系の見直し検討を進めてまいりました。

この条例改正につきましては、乗客を送迎して利益を生み出す営利を目的とした利用とそれ以外の目的での利用を区別するものと考え、今回、集客施設の用に供する車両にあっては、1区画月2万円とするものです。集客施設とは、物

品販売店舗、飲食店、映画館、その他これらに類する用途に供する施設をいうものであります。

この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、議案第15号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

学校教育課長 議案第15号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

学校教育課資料1ページに条例の新旧対照表、2ページに入所状況等をお示しさせていただきます。

条例第2条の表中、福崎保育所の定員90名を130名に改めさせていただくものでございます。昨年の12月定例議会において、福崎保育所の定員を90名として条例の一部改正を提案し、ご賛同をいただきました。

平成21年度の保育所の入所申し込みの受付をいたしましたところ、福崎保育所では119名の入所希望を受けています。また、5歳児においては長時間部保育所部に24名、短時間部幼稚園部は11名の申し込みとなっています。

定員90名のままでは全員を入所させることができない状況にあります。昨年の12月議会において90名で対応できると説明をさせていただきました。過去の入所状況、また、5歳児はほとんどが短時間部にいくものと考えていました。結果的には定員の見方が甘く、まことに申しわけなく思っております。

保護者の要望にこたえていきたいと考えております。何とぞ定員130名でご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第16号、平成20年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 議案第16号についてご説明申し上げます。

平成20年度福崎町一般会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額に2億1,520万円を追加して、補正後の予算総額を74億2,010万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますが、全体といたしましては、各事業の実績並びに実績見込みによる歳出の精算と歳入の財源調整による補正に加えまして、急激な金融経済情勢の変化に対応するため、生活対策として国の第2次補正予算に計上されました定額給付金支給事業で3億1,830万円、子育て応援特別手当支給事業で1,280万円、地域活性化生活対策臨時交付金事業のうち、5,380万円を追加するものでございます。

それでは、歳入歳出予算補正につきまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

企画財政課長 以上、議案第16号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議長 しばらく休憩いたします。再開は１３時といたします。

◇

休憩 午前 １１時 ５７分

再開 午後 １時 ００分

◇

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長 次に、議案第１７号、平成２０年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第１８号、平成２０年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第１９号、平成２０年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第２０号、平成２０年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、各案を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 議案第１７号から２０号までご説明いたします。

議案第１７号、平成２０年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，２１３万５，０００円を追加し、総額を１７億５，０５０万円とするものです。

補正内容につきましては、歳出の大部分を占めます保険給付費を３月から１２月は実績、１月、２月は推計し、実績見込みにより補正するものです。

４月の制度改正により７５歳以上の被保険者が約１，７７０人減少し、６５歳以上の方は退職者医療分から一般者医療分へ約１，２００人が移動しました。全被保険者数は４月４，９５８人でしたが、１２月では４，８５７人と１０１人減少しています。一般分は１０８人減少し、退職分は７人増加となっています。

本年度も循環器系の高額医療が多く、８０万円を超えるものは１２月までで１２９件、うち、３００万円を超えるものは７件です。保険給付費の見込みについては、一般療養給付費は６００万円の増額を見込んでいますが、高額医療分で１，４００万円の減額となり、差し引き８００万円の減額を見込んでいます。退職分は療養給付費、高額療養費とも医療費が伸びて３，３７０万円の増額を見込んでいます。医療費全体では２，３０５万円の増額となる見込みです。その他老人保健拠出金、高額療養費にかかる共同事業費、保険事業の各項目とも実績見込みによりそれぞれ精査し、補正をするものです。

歳入につきましては、歳出の実績見込みにより補正をし、収入不足を見込み、財政調整基金は１，４００万円増加し、３，７００万円の取り崩しを見込んでおります。

なお、健康福祉課資料１９ページ、２０ページ及び２６、２７ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

第１表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明により省略）

健康福祉課長 続きまして、議案第１８号、平成２０年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

今回の改正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，３８３万７，０００円を減額し、歳入歳出の総額を１億９，０４６万３，０００円とするものです。

補正の内容は、前年度医療費に係る国庫負担金等が確定しましたので、精算による減額と交通事故による第三者損害賠償金等の実績見込みにより補正するものです。

なお、健康福祉課資料 31 ページ、32 ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表については、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 続きまして、議案第19号、平成20年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,143万8,000円を減額し、歳入歳出総額を2億120万円とするものです。

補正の内容は、国の保険料特例対策による低所得者の均等割8.5割軽減、所得割5割軽減による保険料の減額と保険基盤安定負担金の実績見込みによる減額及び平成21年度保険料軽減の継続に伴う電算システム改修等の増額による事務経費等を補正するものです。

なお、健康福祉課33ページ、34ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 続きまして、議案第20号、平成20年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,740万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億7,980万円とするものです。

補正の主な内容は、介護給付サービス費及び地域支援事業費の実績見込みによる減額と平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための介護従事者処遇改善交付金を増額するものです。

介護認定者数は4月675人で、12月は706人となり、31人ふえております。保険給付費は3月から12月のサービス利用実績と1月、2月の利用は推計し見込みました。

給付費減額の主な要因は、居宅介護サービスでは訪問介護、通所介護は利用が伸びて対前年度実績比16.1%を見込んでおります。

施設介護サービスでは、利用者の死亡等が原因で減少し、対前年度実績比6.2%の減、また、地域密着型介護サービスのグループホームも利用者が減少し、対前年度実績比13.9%減を見込んでおります。

介護給付費、予防給付費全体では対前年度実績比1.2%の増で、わずかな伸びの見込みとなり、対当初予算比7.7%減で7,900万円の減額を見込んでおります。

また、地域支援事業についても給付実績見込みの既定の3%と保健師の人件費を見込み、対当初予算比11.6%減、458万6,000円の減額を見込んでいます。歳入は、保険給付費等の減額によりルール分を見込みました。

健康福祉課資料38ページから43ページに関係資料をお示ししていますので、ご参照ください。

第1表、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

議案第17号から20号までの4議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に、議案第21号、平成20年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第22号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての両案を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第21号、平成20年度福崎町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

この補正は、事業実施による精算見込みの補正で、歳入歳出の総額からそれぞれ130万円を減額し、歳入歳出総額を2億7,581万4,000円とするものです。

第1表、歳入歳出補正予算につきましては、事項別明細により説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明により省略）

下水道課長 以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第22号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

この補正は、公共下水道事業について下水道工事を主に実績に伴う精算見込みによるものです。

歳入歳出の総額からそれぞれ1億8,270万円を減額し、総額を21億4,972万円とするものです。

第1表、歳入歳出補正予算につきましては、後ほど事項別明細によりご説明申し上げます。

第2表、繰越明許費につきましては、次の3ページをお開き願います。

繰越明許費として下水道事業の公共下水道事業6億890万円をお願いしているもので、内容としましては、公共下水道面整備工事3億4,110万円は山崎地区、田原第三汚水幹線渠工事、特環面整備工事1億1,380万円は舗装本復旧、南田原面整備詳細設計、雨水幹線工事、1億5,400万円は長目雨水幹線、ヤゴ川の雨水幹線であります。下水道課資料5ページに箇所図を示しておりますので、あわせてご参照ください。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明により省略）

下水道課長 以上で議案第22号の説明とさせていただきます。

議案第21号及び議案第22号ともによりしくご審議賜り、ご賛同のほどをお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第23号、福崎町第4次総合計画基本構想の一部の修正について、議案第24号、平成21年度福崎町一般会計予算についての両案を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 まず、議案第23号、福崎町第4次総合計画基本構想の一部の修正についてご説明申し上げます。

総合計画につきましては、町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本

指針として策定し、本町では、昭和４５年７月に第１次基本計画を策定して以降、現在、第４次総合計画に基づき行政運営を行っています。

第４次総合計画は、平成１６年度を初年度とする１０年間の基本構想として平成１６年３月議会において議決をいただき、５年間の基本計画とともに策定いたしました。

策定後５年が経過し、後期基本計画を策定するに当たりまして、計画策定時から本町を取り巻く状況の変化により基本構想部分に影響を及ぼす点が出てきましたので、基本構想の一部修正について議決をお願いするものです。

修正に至った主な要因は、まず、計画策定当時、建設に向けての協議を行っていた薬科大学がその建設を断念したことです。土地利用等では、学園ゾーンに位置づけており、まちづくりの重点施策では福崎駅周辺整備などの要因に記述もしております。

２点目は、都市計画法の改正によりまして市街化調整区域での大規模開発が事実上不可能となったことです。現計画では土地利用の中で市街化調整区域での住宅開発や工業団地の整備充実を施策として考えておりますが、これらの方向性を修正する必要性が生じたため、基本構想を一部修正した上で後期基本計画を策定するものです。

また、策定後５年が経過したことによる現況の表現や固有名称、計数等を修正するとともに、方向性は変更しないものの、よりわかりやすい文言への修正もあわせて行っております。修正箇所につきましては、企画財政課資料７ページから１２ページに新旧を対した形でお示しをしております。

主な修正箇所につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。８ページをお開き願います。

まず、将来人口については、現計画では目標年次における人口フレームを２万１,０００人から２万２,０００人と設定しておりますけれども、市街化調整区域での大規模住宅開発も見込んだ中で設定をしています。

この市街化調整区域での土地利用を見直すため、再度人口フレームの検討を行いました。その結果、平成１７年国勢調査人口２万６６９人をもととした人口推計に今後見込まれる民間開発等の誘導や下水道、道路整備、子育て支援等の施策による増加等を勘案いたしますと、現計画の２万１,０００から２万２,０００人は可能な範囲と見込むことができますので、将来人口の修正は行っておりません。

年齢３区分人口及び世帯数、産業別就業人口につきましては、人口推計をもとに見直しを行っております。

続きまして、資料の９ページをお開き願います。

土地利用等の中で、（１）住宅ゾーンでは区画整理につきましては低未利用地での推進に重点を置いた方向性に修正をするとともに、都市計画法の改正による市街化調整区域での大規模開発を想定した新住宅地の方向性を削除しております。

次に、（５）商業ゾーンでありますけれども、駅周辺の方向性につきまして、近隣住民だけでなくＪＲ等の公共交通機関利用者に対する商店という位置づけもありますので、公共交通機関利用者や近隣住民に対する商店街と修正をしております。

続きまして、（６）工業ゾーンでありますけれども、都市計画法の改正によりまして工業団地の拡充も困難となっております。整備拡充という表現を削除した上で修正をしております。

続きまして、１０ページの（８）学園ゾーンでありますけれども、ここでは薬科大学の計画がなくなったことによりまして具体的な記述を変更しております。

続きまして、１２ページをお開き願います。

まちづくりの重点施策でありますけれども、二つ目の項目、まちの顔づくり市街地整備の中で薬科大学の開発を見越した駅周辺整備に触れておりましたが、この部分を削除しております。

次の定住人口と雇用の確保では、四つ目の項目になりますが、市街化調整区域での住宅開発の方向性を削除した形としております。

以上が主な修正内容となります。

これらの修正後の基本構想案をお示ししておりますので、ご覧ください。

１ページ、２ページをお開き願います。

１ページから、まちの将来目標を掲げておりますが、２ページでは活力にあふれ、風格のある住みよいまちを将来像として引き続き掲げております。

続きまして、１０ページをお開き願います。

１０ページからまちづくりの基本方向をお示ししておりますが、この点につきましても修正はございません。まちの将来像を実現化するため、六つの柱を設定してまちづくりを展開していくとしております。六つの柱につきましては、第１の柱、参画と協働でつくるまちづくり、第２の柱、よく学び人と文化をはぐくむまちづくり、第３の柱、健康で安心して暮らせるまちづくり、第４の柱、快適でうるおいのあるまちづくり、第５の柱、自然にやさしい安全なまちづくり、第６の柱、活力にあふれ、伸びゆくまちづくりとしております。

続きまして、１６ページをお開き願います。

１６ページでは、まちづくりの基本方向とは別の視点で福崎らしさの実現を目指すという優先的、かつ重点的に取り組む施策を掲げています。重点的に取り組む施策としましては、１点目、参画と協働のまちづくり、２点目、健康で心の通い合う地域づくり、３点目、大学などのまちの資源を生かした人材の育成、４点目、快適で環境に配慮した生活基盤の整備、公共下水道整備、５点目、まちの顔づくり市街地整備、６点目、定住人口と雇用の確保、住宅地整備と企業誘致としております。

次年度以降、前期の５カ年に引き続きまして町行政組織が総力を挙げ、また、住民や学生、企業などによる参画と協働を得ながら計画の実現に向けて取り組むために新たな第４次総合計画基本構想を提案したものでございます。

また、修正後の基本構想案に沿いました後期基本計画につきましては、別冊として資料をお示ししておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、議案第２３号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま近藤企画財政課長の説明中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は１４時２０分といたします。

◇

休憩 午後１時５７分

再開 午後２時２０分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画財政課長 それでは、続きまして、議案第２４号、平成２１年度福崎町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、町長が開会冒頭に申し上げました施政方針のもとに予算編成を行ったものでございます。

予算編成資料といたしまして、1ページから3ページに予算編成概要を、4ページから18ページに事業別予算額一覧表を、また、19ページから28ページには会計別予算額や一般会計の予算内訳等を添付しておりますので、審議の参考にしていただければと思います。

それでは、議案の条項順にご説明を申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を68億4,300万円と定めております。

第1表、歳入歳出予算は、事項別明細書をお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

企画財政課長 歳入歳出についての説明は以上とさせていただきます、議案にお戻りください。

次は、第2条、債務負担行為につきましては、5ページをお開き願います。

債務負担行為は町道駅高橋線整備事業で1億9,000万円、期間は平成22年度から23年度としております。道路新設改良費で説明申し上げました駅高橋線の未整備区間にある物件の移転及び用地取得を3年にまたがる契約で施行するため債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、第3条、地方債につきましては6ページ、7ページでございます。

これらにつきましては、歳入の地方債で説明申し上げました額をそれぞれの目的ごとに計上しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次の第4条、一時借入金及び第5条、歳出予算の流用につきましては、事務局朗読のとおりでございます。

以上が平成21年度一般会計予算の説明でございます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第25号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第26号、平成21年度福崎町老人保健事業特別会計予算について、議案第27号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第28号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての各案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 議案第25号から28号まで、ご説明いたします。

議案第25号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ17億6,020万円とするものです。

また、第2条につきましては、一時借入金の総額を8,000万円と定めるものです。

平成20年度に医療制度が大きく改正され、後期高齢者医療制度の創設により後期高齢者支援金、前期高齢者納付金が創設され、保険税の賦課区分が医療分、後期高齢者支援分、介護納付分となり、また、保健事業では特定健康診査が義務となりました。平成21年1月から75歳になる月の高額療養費に係る自己負担限度額が国民健康保険と長寿医療制度それぞれの自己負担限度額を2分の1ずつとし、限度額が今までと変わらないようになりました。21年度の改正は、70歳から74歳の前期高齢者の自己負担割合が4月から2割負担に

変更される予定でしたが、1割負担がさらに1年間延長されます。

また、平成21年度政府予算案においては、医療保険者全体の取り組みとして後発品希望カードの配布等を行うことにより、従来からの薬を使用することにより後発医薬品の普及を促進し、医療費に係る国庫負担金の縮減効果を見込んでおります。

平成21年度予算の編成につきましては、これらの制度改正を勘案し、医療費及び被保険者の動向等を考慮し積算いたしました。歳出面において、その大部分を占める保険給付費は、被保険者数4,940人を見込み、療養給付費は一般分で前年度決算見込比2.6%増の9億4,800万円、退職分で前年度決算見込比26.9%減の1億600万円を見込みました。

老人保健拠出金は、平成19年度の精算調整985万7,000円、後期高齢者支援金は1人当たり見込額4万3,251円で加入見込み数4,945人の支援金額及び病床転換支援金額、また、前期高齢者納付金は、1人当たり見込額133円で65万8,000円と各事務費拠出金を見込みました。

介護納付金は、1人当たり負担額5万300円で1,800人分、平成19年度の精算の減額を含めた7,624万円を計上しています。

保険事業費は、人間ドック事業、特定健康診査等で1,719万8,000円を計上し、特定健康診査等実施計画に基づき健診率の向上と効果的に生活習慣予防をするために実施し、医療費抑制に努めていきます。

次に、歳入の保険税については、景気の悪化等による収入減が懸念されますが、本年度は医療分、支援分について現行税率で計上し、介護納付分については賦課限度額が地方税法の改正により9万円から10万円に変更されます。当初予算では応益負担分の引き下げを見込み、積算しています。

なお、介護納付分の改正については、本年の所得等算定時において再検討したいと考えております。

保険税は、現年度医療分を収納率99.5%、2億7,800万円を見込み、後期高齢者支援分9,700万円、介護分は4,080万円を計上しています。

国・県支出金については、歳出に見合う負担金等を見込み、歳入不足分は基金で補うこととし、2,300万円の取り崩しを見込んでいます。

なお、健康福祉課資料17ページから30ページに予算関係資料をお示ししていますのでご参照ください。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

議 長 説明中ですが、しばらく休憩いたします。再開は15時35分といたします。

◇

休憩 午後3時20分

再開 午後3時35分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

健康福祉課長 歳入3、4ページをご覧ください。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

健康福祉課長 続きまして、議案第26号、平成21年度福崎町老人保健事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ260万円と定めるものです。

この老人保健事業会計は、後期高齢者医療制度の創設により法改正以前の平成

20年3月以前の医療費について給付を行うものです。平成21年度の医療費は、過年度の過誤審査等による月おくれ請求等の状況を勘案して240万円を計上しています。歳入につきましては、負担金のルールによる率を各項目に計上しております。

なお、この特別会計は、健康保険法の一部を改正する法律の規定により、平成22年度まで設置することになります。

健康福祉課資料31、32ページに予算関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

健康福祉課長 続きまして、議案第27号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億350万円と定めるものです。

平成20年度から後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の医療費給付、保険料賦課等に関する業務は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が行い、町は保険料徴収と被保険者証発行等の事務を行います。

この特別会計は、保険料軽減分の保険基盤安定金と保険料をあわせて広域連合に納付するものです。保険料率は、一部の地域を除き兵庫県内は原則均一で、平成20年度、21年度の2年間は均等割額4万3,924円、所得割率8.07%、限度額は50万円です。4月から申請により年金から天引きする特別徴収は、今までの要件がなくなり、口座振替に選択できるようになりました。21年度も国の保険料特例対策軽減として均等割額については、被用者保険の被扶養者は引き続き10分の1に軽減され、また、所得の低い方で均等割額の7割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万以下の場合は、同様に9割軽減され、10分の1の保険料になります。

所得割額についても20年度と同様に、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方について5割軽減が継続されます。制度の複雑さに加え、たび重なる見直しもある中、高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、今後ともわかりやすい広報活動と啓発に努めていきます。

健康福祉課資料33、34ページに関係資料をお示ししていますので、ご参照ください。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

健康福祉課長 続きまして、議案第28号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,770万円と定めるものであります。介護保険制度が平成12年に施行され9年が経過し、平成21年度から3年間は第4期事業計画となります。第4期事業では、高齢者がいつまでも健康で生き生きと生活を送れることができる介護予防対策の推進、高齢者がみずからの選択に基づき自立した質の高い生活を送れる介護サービス提供の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるよう努めていきます。

第4期の主な制度改正は、65歳以上の1号被保険者の給付費に対する負担割合が19%から20%になり1%負担増となります。

また、介護従事者の処遇改善のための介護報酬が平均3%増額改定されます。

介護認定調査については、82項目の調査から74項目に精査され、これまでの運用や調査のばらつきが改善されます。

また、財政安定化基金拠出金の基金積立が充足したため、拠出金がなくなります。８月には高額医療、高額介護合算制度により、２０年４月から２１年７月までを世帯合算して一定以上になれば給付されます。平成２１年度の予算は被保険者数４,４４５人を見込み、要介護認定者を７２４人と計画しました。歳出で大部分を占めるサービス給付費は、平成２０年度決算見込みから推計し、要介護認定者の増による見込みを２.６％、介護報酬改定は当地区の地域区分により平均２.８％を見込み、全体で前年度決算見込みの５.４％増、９億９,７７０万円を見込みました。

また、地域支援事業では、地域での介護予防事業を推進、支援するため、地域筋力トレーニング教室ふくろうの会やふれあい喫茶の事業に対し、新たに年間３万円の補助を見込みました。特に近年、増加が著しい認知症高齢者の対策として、認知症についての知識普及と見守りを行っていただく認知症サポーター養成事業を推進していきます。本年度の地域支援事業費は、既定の給付サービス費の３％と保健師人件費を合わせて前年度決算見込み４.６％増３,６３６万５,０００円を計上しました。歳入の保険料は、標準月額３,９００円から第４期は３,６００円に引き下げ、被保険者数の負担軽減を図りました。その他、各支出金は歳出に見合うそれぞれ規定の額を計上しております。

なお、健康福祉課資料４０ページから４３ページに関係資料をお示ししておりますのでご参照ください。

第１表、歳入歳出予算は、事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

健康福祉課長 以上で議案第２５号から第２８号までの説明を終わります。４議案ともご審議賜り、ご賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

議長 次に、議案第２９号、平成２１年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第３０号、平成２１年度福崎町公共下水道事業特別会計予算についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第２９号及び第３０号の２議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第２９号、平成２１年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

農業集落排水事業の接続率は徐々にですが増えております。管理運営の方も順調に推移しております。

平成２１年度の予算総額は歳入歳出をそれぞれ２億８,８００万円とするものであります。

第１表、歳入歳出は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

一時借入金の最高額は１億５,０００万円といたします。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

下水道課長 以上で議案第２９号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３０号、平成２１年度福崎町公共下水道事業特別会計予算の説明に移ります。

公共下水道事業は、福崎浄化センターの１期工事、日最大処理能力２,１００㎥の完成から５年目を迎え、面整備の拡大とともに増加する汚水排水に対応するため、進めておりました水処理施設の２期工事が昨年の１２月に完成いたしました。この水処理施設の完成で福崎浄化センターの日最大処理能力は４,２０

0 m³となり、余裕をもった水処理施設が整い、順調に運転管理を行っております。

本年度は、田原中継ポンプ場の工事にも着手すべく準備を進めてまいります。面整備工事は、これまで未着手であった南田原地区へ整備区域を拡大し、今年度は吉田地区の面整備を行うとともに、八反田地区への整備拡大を目指しております。

一方、雨水幹線については、昨年度から着手された都市計画道路、中島井ノ口線の道路工事を延伸することから、道路内に汚水及び雨水幹線管渠の埋設工事を引き続き予定しております。

また、中断しておりました川すそ雨水幹線と長目雨水幹線及びヤゴ川雨水幹線の接続を目指し延伸工事を進めていくものです。

予算の総額は歳入歳出それぞれ15億3,640万円とするもので、第1表、歳入歳出予算は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

地方債につきましては、3ページの第2表をご覧ください。

地方債は公共下水道事業で限度額を7億6,400万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

戻っていただき、一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額は10億円と定めています。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

下水道課長 以上で議案第30号の説明とさせていただきます。

議案第29号及び第30号の両議案ともにご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長 次に、議案第31号、平成21年度福崎町水道事業会計予算について、議案第32号、平成21年度福崎町工業用水道事業会計予算についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 両議案についてご説明いたします。

初めに、議案第31号、平成21年度福崎町水道事業会計予算についてご説明をいたします。

第2条、業務の予定量につきましては、1、給水戸数が7,380戸、2、年間給水量260万m³、3、一日平均給水量7,123m³、4、主な建設改良事業は下水道事業に伴う配水管移設事業であります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が3億8,472万7,000円で前年度比5.7%の減、支出の水道事業費用が3億7,631万4,000円で前年度比4.1%の増であります。

第4条、資本的収入及び支出の収入が不足する額1億2,887万5,000円は当年度分損益勘定留保資金1億2,412万円と当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額475万5,000円で補てんするものとします。

次のページ、資本的収入は2億2,848万円で前年度比37.7%の減、資本的支出は3億5,735万5,000円で前年度比24%の減となっています。

第5条、一時借入金の限度額は1億円と定めます。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、1、営業費用と営業外費用、2、建設改良費と企業債償還金とします。

第7条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得なければ

なりません。１、職員給与費４,９９９万円。

第８条、企業債償還のため一般会計からの補助を受ける金額は１１５万３,０００円であります。

第９条、棚卸資産の購入限度額は１,５００万円とします。

それでは、事項別明細書により内容を説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

水道課長 以上で議案第３１号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第３２号、平成２１年度福崎町工業用水道事業会計予算についてご説明をさせていただきます。

第２条、業務の予定量は、１、給水事業所数は３０事業所、２、年間給水量は５７万３,０００ｍ³、３、一日平均給水量１,５７０ｍ³です。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が２,４２２万６,０００円で前年度比１.４％の増であります。

支出の工業用水道事業費用が２,４４５万８,０００円で前年度比０.５％の減であります。

第４条、一時借入金の限度額は１００万円と定めます。

第５条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、１、営業費用と営業外費用とします。

第６条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得なければなりません。１、職員給与費１,１０８万９,０００円。

それでは、事項別明細により内容を説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

水道課長 以上で議案第３１号、議案第３２号の説明を終わらせていただきます。

両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議長 次に、議案第３３号、福崎町道路線の認定及び廃止についてを事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 当議案は、兵庫県が県道三木穴栗線の拡幅事業により、大貫から東田原までの約６１７ｍの区間で昨年１２月２日に区域変更と供用開始の告示がされたことに伴い、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定により福崎町道路線を別紙のとおり３路線を一たん廃止して、道路線を県道三木穴栗線の拡幅部を除き再度認定をしようとするものであります。

次ページの別紙でお示ししているとおり、認定する路線の種類及び路線名等は１級２号、路線名大貫山田線、２級２２７号、路線名大貫山田枝線、４級６２９号線であります。廃止する路線の種類及び路線名等は、同じく１級２号、路線名大貫山田線、２級２２７号、路線名大貫山田枝線、４級６２９号線であります。

なお、関係する路線の起点、終点、延長、幅員につきましては、別紙でお示ししているとおりであります。各路線とも県道三木穴栗線側の起点の位置の変更であります。まちづくり資料８ページから１１ページで位置等をお示ししております。あわせてご覧ください。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議長 次に、議案第３４号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建

設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、議案第35号、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の締結について、議案第36号、工事請負契約についての各案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第34号から第36号まで続けて説明させていただきます。

初めに、議案第34号についてご説明申し上げます。

議案の内容は、事務局の朗読のとおりでございます。この議案は、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の第2期工事となります。2系列から4系列までの水処理棟、流入ポンプ棟、自家発電機棟の土木、建築工事と2系列の水処理機械設備及び電気設備工事並びに場内整備について、事業が完了する見込みとなりましたので、平成18年6月21日付で日本下水道事業団との間で締結した建設工事委託業務の基本協定を変更するため、規定により議会の議決を求めるものです。

変更の主なものは、入札の差金等で生じた減額で1億719万円の減額となります。

なお、契約の相手方につきましても日本下水道事業団の所在地が港区赤坂6丁目1番20号から新宿区四谷3丁目3番1号に、また、理事長が板倉英則氏から澤井英一氏にかわっております。

下水道課資料7ページに変更の協定書案を、また、当初の協定書を8ページ、9ページにそれぞれ示しております。

11ページには、浄化センターの施設配置図を示しており、網かけ部分が今回協定の第2期工事範囲となった水処理関係施設でございます。あわせてご参照ください。

次に、議案第35号の説明をさせていただきます。

議案第35号、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の締結についてご説明申し上げます。

この議案は、田原汚水中継ポンプ場を建設するため、日本下水道事業団と建設工事の委託業務について基本協定を締結するため、規定により議会の議決を求めるものです。契約の方法は随意契約、契約金額は5億7,800万円であります。内容につきまして、下水道課資料によりご説明申し上げます。

資料11ページをお開き願います。

これは協定書案でございまして、福崎町と日本下水道事業団とは福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設に関し、次のとおり協定を締結するものです。

第1条は、目的を示しており、第2条は工事の委託で田原汚水中継ポンプ場建設工事を委託し、その範囲を別記に示しております。

第3条で平成20年度に着手し、その完成予定は平成23年度とするとし、平成20年度に協定を求め、建設工事は平成21年度から3カ年で行います。

第4条で建設工事の予定概算事業費は5億7,800万円とし、2項では必要が生じた場合は協定を変更することができるものとしています。

第5条では、町が毎年度予算に計上する範囲において年度実施協定により工事を行うことといたします。

以下、第6条では土地の取得について、第7条では行政上の手続、第8条では費用の支払いを規定しております。第9条は、事業団からの契約及び工事等の報告について、第10条は、損害負担の項目で事業団と町の責任範囲を規定してお

り、同条第2項以降は事業団と契約した施工業者間の損害賠償特約に関するものでございます。

第11条では、年度実施協定を毎年度締結するものとしております。

最後の第14条では、この協定の成立は議会の議決を得て本契約として成立するものとしします。

次に、右の別記には委託する対象と範囲を示しております。建設工事の対象は、田原污水中継ポンプ場で送水最大ポンプ能力、時間最大0.105 m³/秒、1分間に直しますと6.3 m³となる施設としており、下表の施設を委託の範囲とします。

施設については、次ページ以降の図で説明させていただきます。今回施設の整備によりまして中継ポンプ場が完成形となる予定です。

13ページには、田原中継ポンプ場の全体図であります。主な施設の内容としましては、ポンプ室、自家発電機室、脱臭機械室からなる鉄筋コンクリート造で地上1階、地下2階で、その下にはポンプ槽を設けます。施設1棟延べ床面積279.37 m²で、場内整備では土壌脱臭スペース、駐車場からなり、既存マンホールポンプ槽を利用し、ポンプ棟最下部まで新たな導入管を推進工法で設置する予定としております。

14ページは、各階の平面図でございます。地上1階には高圧受電のための電気室、緊急時における自家発電機室、そのほか地階に資材等を搬入するため搬入室、トイレからなります。地下1階は脱臭のための機械室、地下2階にはポンプ室、最下部には污水のポンプ水槽となっております。

污水揚水ポンプは1.6 m³/分のものを2台、3.2 m³/分を2台、うち1台は予備として、それらを設置する予定としております。

次の15ページは、断面図で、掘削深さは地下約15.5 mとなります。

次の16ページには、立面図で各方向からの立面を表示しております。

なお、これらの図面は基本的な計画図で、若干変更が生じることがございますので、ご了承ください。

以上で議案第35号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第36号についてご説明申し上げます。

この工事は、平成21年2月20日に一般競争入札に付し、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものです。

議案の内容は、事務局朗読のとおりでございます。

下水道課資料17ページに入札の結果を示しておりますので、ご覧ください。

工事名は、山崎地区下水道面整備工事第1工区、落札金額6,163万5,000円、落札者は株式会社ソネック姫路営業所であります。

資料18ページに下水管路の全体図を示しておりますので、ご覧ください。

整備区域は山崎地区のJR播但線東側から月見橋までの範囲です。工事の概要は右上表のとおりで、工事総延長は1,880 m、このうち、管布設工の開削工150 mmが1,668 m、75 mmの圧送管が212 m、そのほかマンホール設置工69カ所、取付管及び公共ます設置工86カ所となっております。

資料19ページには、マンホールの構造図を添付しておりますので、参照してください。

なお、工期は開札結果の最下段にありますとおり、平成21年3月31日までとしておりますが、工期は梅雨期も経ることから10月末まで工期延長をしたいと考えております。

以上で議案第36号の説明とさせていただきます。

議案第34号から第36号まで、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、議案第37号、市川町外3ケ市町共有財産事務組合議員の承認についてを議題といたします。

吉識定和議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、本件の説明が終了するまでの間、しばらくご退場をお願いいたします。

(吉識議員 退場)

議 長 また、地方自治法第117条の規定により、議長の私も除斥議員と該当いたしますので、退場いたします。

よって、議長を副議長と交代いたします。

しばらく休憩いたします。

(宇崎議員 退場)

◇

休憩 午後4時47分

再開 午後4時48分

◇

副 議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

では、議長を交代いたします。

議案第37号、市川町外3ケ市町共有財産事務組合議員の承認について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

副 議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総 務 課 長 議案第37号についてご説明申し上げます。

本年4月30日に任期満了となります市川町外3ケ市町共有財産事務組合議員の改選を行うため、組合規約第6条の規定に基づき議会議員あるいは入会権のある縁故集落内の住民の中から推薦するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

本事務組合は、市川町、福崎町、姫路市、加西市で組織し、関係市町の共有する山林財産の維持管理並びに経営に関する一切の事務を共同処理しており、議員定数は50人、任期は4年となっております。

福崎町は第2区選挙区で、議員定数は18人と定められており、田原地区12人、八千種地区5人、福崎地区1人となっております。

参考までに、保有する財産につきましては公簿面積で80筆1,540.35haで、その権利割合につきましては福崎町が42.01%、市川町が32.07%、姫路市が25.77%、加西市が0.15%となっております。

提案させていただく方々につきましては記以下の方々と、氏名のみ朗読とさせていただきます。

平田量裕氏、平木正毅氏、中井 肇氏、中村義則氏、次のページの高岡岩藏氏、生田文幸氏、井奥新二郎氏、埴岡政晴氏、駒田富男氏、松岡正弘氏、佐伯勝也氏、次のページの黒田義孝氏、宇崎壽幸氏、水田 完氏、中田光夫氏、岡重秋氏、吉識定和氏、水谷 修氏の以上18人を推薦しております。

いずれの方々も識見を兼ね備えた適任者でありますので、同意くださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

副 議 長 ここで宇崎議員、吉識議員の除斥を解除いたします。
よって、議長が交代します。

(宇崎議員、吉識議員 着席)

◇

休憩 午後 4 時 5 2 分

再開 午後 4 時 5 3 分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。あらかじめ時間の延刻をいたします。
次は、議案第 38 号、副町長の選任についてでございます。
副町長、橋本省三君、退席を願います。
しばらく休憩いたします。

(副町長 退席)

◇

休憩 午後 4 時 5 4 分

再開 午後 4 時 5 5 分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
それでは、議案第 38 号、副町長の選任について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を求めます。
議 長 議案第 38 号についてご説明を申し上げます。

趣旨は事務局の読み上げられたとおりであります。副町長、橋本省三氏を引き続き副町長に選任をしてほしいというものであります。

私は、冒頭のあいさつの中で、福崎町が今抱えている状況は、一つ目には、百年に一度の経済危機にある大変厳しい状況の中に置かれているということであり、もう一つは、総合計画の後期に突入するわけでございます。

経済危機に直面している町にとりましては、財政問題に大変造詣の深い橋本氏は、欠くことのできない人物であると考えているわけでございます。そして、経歴にも示されているとおり、財政や、あるいは総務など歴任されておられますとともに、福祉や環境課など事業畑でも働いておられて町政全般にわたって見識が発揮できるからであります。

そして、総合計画を実質的にリードして審議をし、企画立案、そして決定まで運ばれた人でもあるわけであります。後期計画を全面的に実施していくためにも欠くことのできない人物であると思っております。

橋本氏のそうした卓越した才能をぜひとも本町で生かしていただきたく、副町長に選任をお願いしているものでございます。どうぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後 4 時 5 6 分

再開 午後 4 時 5 7 分

◇

(副町長 着席)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
引き続き、発議第 1 号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を提出議員から求めます。

小林 博議員 さきの12月定例議会で福崎町議会の議員定数が18名から16名に変更になりました。したがって、本町議会の委員会条例を変更する必要が出てまいりまして、そのための検討を重ねてきたことは、これまで報告をしてきたとおりでございます。

それまでも播磨町とか、あるいは稲美町とかさまざまな議会に行って、そういうことも含めて勉強もしてきたのでありますけれども、改めてこの議員定数が削減されたという結果を踏まえて、1月6日、太子町議会へ行ってまいりました。太子町議会は三つの常任委員会を維持しつつ、1人の議員が二つの委員会に参加をできるという地方自治法の新しい制度を生かした委員会構成をやっております。そういう意味で太子町に行ってまいりました。

また、2月3日には猪名川町に行ってまいりまして、ここも16名であります。ここは2常任委員会制であります。しかし、ここは完全な会派制ということの基本にしておりまして、会派の中のいずれかの人がどちらかの委員会に入っておるということで、会派活動が非常に盛んであるという内容がございました。

さらにまた、委員外の議員のオブザーバー参加ということを認められて委員会室にそういう席も設けられているという内容等も見受けてきたわけでございます。

帰って来てから一応検討をしたのでありますけれども、改めて日を変えて2月9日に委員会を開きまして、そうして検討をいたしました。それぞれ長所なり欠点なりいろいろあったわけでありまして、熱心に議論をいただきましたわけでありまして、議会運営委員会といたしましては、現在の三つの常任委員会を維持していこうということで結論を見たわけでございます。

そういうことで総務文教常任委員会6名、民生常任委員会5名、産業建設常任委員会5名で頑張りたいということで結論を見たわけでございます。オブザーバー制等なども地方自治法で認められておりますので、それらも活用しつつ、ぜひ町民の負託に応えたよい議会活動ができますようお願いを申し上げまして提案にかえさせていただきます。

議長 次に、請願第1号、物価に見合う年金引き上げを求める請願書について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を紹介議員から求めます。

石野光市議員 請願趣旨を朗読して説明にかえたいと思います。

アメリカ発の金融危機が世界に広がり、日本の景気悪化もいよいよ深刻になってきました。私たちの日々の生活にも大きな影響を及ぼし、異常な物価高など国民の生活が厳しさを増しています。

年金は、本来、物価上昇に見合って引き上げられるものと考えます。ところが、2004年の年金制度改定によってマクロ経済スライドと物価スライド方式の改悪が行われ、加えて過去に据え置いた物価下落に伴うマイナススライド1.7%が生きているため、今日の激しい物価高騰にもかかわらず来年度も年金は据え置きされる見通しになっています。

昨今、生活必需分を中心とした物価の高騰が続く、私たちが秋に実施した生

活実態調査では、このままでは生活できない、貯金も底をついたなどの悲痛な声が上がっています。広く高齢者、とりわけ低年金、無年金者の不安と怒りは大きく、いま支給されている年金は極めて不十分です。

私たち年金者組合は、少なくとも物価高騰前の生活水準を維持するために、物価上昇に見合う年金の引き上げ要求を決めました。具体的な要求は、１、２００９年４月から年金を３％引き上げる。２、年金月額８万円に満たない無年金・低年金者に８万円に達する額まで上乘せして支給するというものです。

この要求は、緊急の生活防衛策としてその措置を求めるものです。高齢者に一定の年金額を保障することは、国民所得の拡大に大きな意義を持つものです。冷え込んだ日本の経済や地域経済の立て直し、そして景気回復には、内需拡大が最も必要なことです。派遣ぎりや期間工の雇い止めなどの失業や雇用不安を解消し、労働者の賃金引き上げ、高齢者の年金引き上げこそが有効な手立てであり、そのためにも年金の引き上げは欠かせないことと考えます、というものであります。

議員諸兄の採択に向けてのご賛同をよろしくお願いいたします。

日程第５ 質疑

議 長 次の日程は、あらかじめご了承を願っております議案第３８号についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第３８号については、本会議において即決することに決定をいたしました。

それでは、副町長、橋本省三君、退席をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

（副町長 退席）



休憩 午後５時０６分

再開 午後５時０６分



議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
議案第３８号、副町長の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

日程第６ 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。
議案第３８号、副町長の選任について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し採決を行います。
議案第３８号、副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３８号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
議 長 しばらく休憩いたします。

(副町長 着席)

◇

休憩 午後５時０７分

再開 午後５時０７分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ここで橋本副町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。
副 町 長 ただいまは、議案第３８号、副町長の選任同意の案件につきましてご賛同を得
ましたことを深くお礼を申し上げます。

不肖の私にとりましては、この上もなく光栄に思うと同時に、責任の重大さを痛感しているところです。議案につけさせていただいています抱負でも申し述べましたが、浅学非才、微力な者でございますが、培った経験と職員の協力をもとに職務の遂行に当たりたいと思います。

地方分権一括法の施行以来、三位一体の改革、市町合併等の問題が一段落する間もなく、サブプライムローン問題に端を発する百年に一度といわれる金融恐慌、経済不況など、本町を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。山積する行政課題について１つ１つ議論検討を重ね、町長の施策方針でもあります住民福祉の向上、住民生活の安全・安心を目指し、地方自治法の定める住民福祉の増進という本来の使命を求めていると思っています。

非常に厳しい時期ではありますが、改定福崎町第４次総合計画を推し進め、住民サービスの向上を図るため、不要不急の事務事業の見直し等に取り組み、幹部職員を初め、全職員一丸となってまちづくりに邁進したい所存でございますので、議員各位の温かいご指導をお願い申し上げましてご賛同へのお礼とあいさつにかえさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。

議 長 以上で本定例会第１日目の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会することといたします。ご苦労さんでございました。

散会 午後５時１０分